

教第72号議案

神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則の件
 神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月8日提出

神戸市教育委員会事務局
 事務局長 長谷川 達也

神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

神戸市立特別支援学校学則（平成19年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表				別表			
項目 学校名	対象者	設置部 科	修業 年限	項目 学校名	対象者	設置部 科	修業 年限
神戸市立盲 学校	[略]	[略]	[略]	神戸市立盲 学校	[略]	[略]	[略]
神戸市立灘 さくら支援 学校	知的障害 者及び肢 体不自由 者	小学部 中学部	6年 3年				

	肢体不自由者	高等部	3年				
神戸市立青陽灘高等支援学校	知的障害者	高等部	3年	神戸市立青陽東養護学校	知的障害者	小学部	6年
						中学部	3年
						高等部	3年
神戸市立友生支援学校	[略]	[略]	[略]	神戸市立友生支援学校	[略]	[略]	[略]
				神戸市立友生支援学校住吉分校	肢体不自由者	小学部	6年
						中学部	3年
						高等部	3年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(備考)	[略]						

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

特別支援学校の設置及び廃止に当たり、規則を改正する必要があるため。